

令和6年3月15日

## 自立支援医療（精神通院医療・更生医療）の所得区分判定に関する誤りについて

この度、本町福祉課におきまして、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度である自立支援医療（精神通院医療・更生医療）において、過去に、受給者の月額負担額上限額を決定する際に、必要となる所得区分判定に誤りがありましたので、ご報告申し上げます。

また、このような事態を招き関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたしますとともに、今後、再発防止に取り組んでまいります。

### 1. 事案の概要

自立支援医療（精神通院医療）につきましては、所得に応じて自己負担上限額を判定しておりますが、非課税世帯の判定におきまして、所得控除を行わず誤った所得区分で判定していたため、本来の自己負担上限額（月額2,500円）よりも高い自己負担上限額（月額5,000円）で算定していたことが、令和4年度に判明し、令和5年2月21日に大阪府より報道提供させていただいたところです。

本事案を受け、事業主体である大阪府と協議の上、過去5年分の全受給者の算定についての調査を行いましたところ、新たに64人の判定区分の誤りが判明いたしました。

また、本町の事業である自立支援医療（更生医療）につきましても、合わせて調査を行いましたところ、こちらについても、1人の判定誤りが判明いたしました。

### 2. 算定誤りの件数と金額

○自立支援医療（精神通院医療）事業主体：大阪府

・判定誤り人数 64人

【内訳】

◆過小に給付していた人数 33人

※追加給付を行った人数 9人（合計 75,995円）

※残りの24人は、自己負担分を国民健康保険が負担していたため本人への追加給付は生じなかった。

◆過大に給付していた人数 4人

◆再判定後の自己負担上限額を適用しても給付額に影響がなかった人数 27人

○自立支援医療（更生医療）事業主体：豊能町

・判定誤りの人数 1人

※追加給付を行った人数 1人（5,000円）

### 3. 経過

○令和5年3月1日（水）

- ・過去における自立支援医療（精神通院医療）の所得区分の判定に誤りがあることを大阪府へ報告する。

○令和5年3月13日（月）～令和5年3月22日（水）

- ・誤った所得区分が適用された方のうち有効期限内の受給者証を所持している方に対して、経緯の説明とお詫びを申し上げ、正しい受給者証を交付した。

○令和5年3月1日（水）～令和6年1月31日（水）

- ・大阪府と調整し、消滅時効が完成していない過去5年分のデータを確認し、誤って給付した人数及び金額を確定した。

○令和6年2月1日（木）～令和6年3月15日（金）

- ・過小給付の対象者（10人）に対し、本事案についての説明を行い、差額給付に必要な手続きを行った。

### 4. 算定誤りの原因

（1）非課税世帯の場合、受給者の収入を確認する際、合計所得金額に応じて所得区分を決定することになっているが、職員が収入金額で判定すると誤った認識をしていたため、所得控除をせずに判定した。

（2）非課税世帯の場合、受給者の収入を確認することとなっているが、世帯の収入で所得区分を判定した。

（3）非課税世帯の場合、受給者の収入を確認する際、公的年金等を算入せず所得区分を判定した。

### 5. 対応と再発防止策

過小給付の対象者（10人）には、既に電話、訪問及び文書により、ご説明を行い、お詫びを申し上げました。また、大阪府及び本町からそれぞれの対象者に本来の負担上限額と実際に負担した額の差額を給付します。

過大給付の対象者（4人）には、過去の同様の事案での対応や金額が少額であること等から返還を求めませんでした。

今後は、制度の適正な運用のため事務処理の再確認を行うとともに、国の要綱等の適正な解釈や運用などに注意喚起を行い、スキルアップと意識改革に努め、再発防止に努めてまいります。

問い合わせ

豊能町生活福祉部福祉課

電話：072-739-0001（代表）

072-739-3420（直通）

担当：福祉課長 仲村